

守口市指定定期検査機関公募要項

1 指定定期検査機関制度導入の趣旨

守口市では、適正な計量の実施を確保するために、取引や証明行為に計量器を使用している市内の事業所などを対象に「計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）に基づく特定計量器の定期検査」を行っています。

この定期検査について、より効果的で効率的な実施を図るため、民間企業等が守口市に代わり定期検査を行うことができる指定定期検査機関制度を導入しています。

このことから、守口市では指定定期検査機関となる民間企業等を2年毎に公募し、適正な審査により指定を行います。

2 公募の概要

(1) 公募内容

法及び計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定に基づく守口市の指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）を募集します。

(2) 指定をする者

守口市長

(3) 指定の期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日

3 指定定期検査機関が実施する業務について

(1) 業務を実施する年度

令和9年度及び令和10年度

(2) 実施する業務内容（詳しくは、資料1「守口市指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査業務の基準」をご参照ください。）

下記の業務を守口市全域で実施すること。

ア 法第19条第1項に基づく定期検査のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり（政令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり（以下「検査対象計量器」という。）の定期検査（以下「定期検査」という。）に関すること。

- イ 検査対象計量器を使用する者（以下「受検対象者」という。）にかかる実態調査に関する事。
- ウ 受検対象者に対する定期検査の通知に関する事。
- エ 定期検査を受検した受検対象者（以下「受検者」という。）に対する特定計量器定期検査結果証明書の交付に関する事。
- オ 定期検査に合格しなかった検査対象計量器（以下「不合格計量器」という。）の措置及び当該不合格計量器にかかる受検者への説明に関する事。
- カ 受検対象者に対する法第16条に規定する使用の制限にかかる説明及び指導に関する事。
- キ 定期検査を受検しなかった受検対象者に対する受検義務等の説明及び指導に関する事。
- ク 受検対象者に対する検査対象計量器の使用方法的説明及び指導に関する事。
- ケ 定期検査手数料等の徴収事務に関する事。
- コ その他定期検査について特に必要と認める事。

4 応募資格

次の①から⑥の要件を全て満たす者とします。

- ① 大阪府内に本社又は事業所のある法人である事。
- ② 法第27条の規定に該当しないもの。
- ③ 労働関係法令等を遵守し、業務内容を誠実に履行できる事。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第32条第1項各号に掲げる者でない事。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でない事。
- ⑥ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納している事。

5 指定申請書等の配布

(1) 配布期間

令和8年10月2日(金)から令和8年11月2日(月)

(日曜日及び土曜日、国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで)

(2) 配布場所

守口市 市民生活部コミュニティ推進課 消費生活センター

なお、申請に必要な書類等は守口市のホームページからダウンロードできます。

6 指定申請の手続き

(1) 申請書類及び提出部数

ア 指定申請書（様式第1号）

正本1通、副本2通

イ 添付書類（次の表に掲げるとおりとし、用紙の大きさは原則として日本工業規格A4とします。）

正本1通、副本2通

添 付 書 類		留 意 事 項
①	定款及び登記事項証明書	・ 登記事項証明書の種類は、履歴事項全部証明書とし、申請前3ヵ月以内に発行されたもの。
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	
③	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・ 収支予算書は、定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
④	次に掲げる事項を記載した書面	
	ア	役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第2条の2に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合 ・ 役員全員の氏名及び履歴 ・ 役員の総括表として、役名、氏名、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表を提出する。 ・ 構成員のうち主たる者の氏名は定期検査の業務を行う社員等の氏名、住所を一覧表にしたもの（構成員が法人の場合は法人の名称、所在地）。 ・ 構成員の構成割合 ・ 構成員が守口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではないこと。
	イ	1年間に検査を行うことができる検査対象計量器の数 ・ 検査対象計量器の種類を記入。 例）非自動はかり、分銅、おもり ・ 検査対象計量器の数については、（注

		1) を参照。
ウ	定期検査に用いる器具、機械又は装置（以下「検査設備等」という。）の数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別	・検査設備等の数、性能、保管場所及び所有又は借入れを各々に記載すること。（注2） ・検査設備等を守口市以外から借入れる場合は、貸借契約の計画書等を添付すること。（注3） ・検査設備等を守口市から借入れる場合は、その旨を記載すること。
エ	定期検査を実施する者の資格及び数	・定期検査を実施する者の氏名、資格、数を一覧表にしたもの。 ・定期検査を実施する者は一般計量士の資格を有する者とし、申請時に4名以上が所属していること。（注4） ・在職証明書を全員分添付すること。（社印又は代表者印があるもの） ・計量士登録証の写しを全員分添付すること。
オ	定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要	・業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載すること。
カ	手数料の額	・守口市手数料条例（平成12年3月23日条例第3号）に定める額を記載
⑤	4 応募資格 ⑥に係る納税証明書	
⑥	申請者が法第27条（欠格条項）各号の規定に該当しないことを説明した書面	・参考資料1を参照。
⑦	申請者が省令第2条の3（指定の基準）各号の規定に適合することを説明した書面	・参考資料2を参照。
⑧	申請者が法人の場合、法第28条第3号の規定に適合することを説明した書面	・参考資料3を参照。
⑨	申請者が守口市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう説明した書面	・参考資料4を参照。
※ その他必要に応じて提出を求める場合があります。		

（注1） 1年間に定期検査を行うことができる検査対象計量器の数については、守

口市の定期検査を行うことが可能であるかが審査の要件となります。守口市の定期検査実績については、資料2「守口市の定期検査実績」をご参照ください。

なお、守口市の定期検査は、検査対象計量器が所在する場所で検査する「所在場所検査」方式で実施しています。

手数料の額については、守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の定める額とします。

(注2) 検査設備等は、守口市の定期検査実績に対して適確に定期検査を行うことができる数と性能を備えているかが審査の要件となります。守口市の定期検査に必要な検査設備等は、資料3「守口市が所有する検査設備等」をご参照ください。

(注3) 指定定期検査機関に対して、守口市が所有する検査設備等を貸与することが可能です。ただし、守口市の定期検査業務以外には使用できません。

検査設備等を守口市以外から借入れる場合は、指定定期検査機関の指定期間中に適時・適切に使用できることが審査の要件となります。

(注4) 守口市の検査実績に鑑み、計量法の規定を上回る条件としています

(2) 申請受付期間

令和8年10月2日(金)から令和8年11月2日(月)まで
(日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く
平日の午前9時から午後5時30分まで)

(3) 申請受付場所及び方法

申請書類を申請受付期間内に守口市消費生活センター(守口市京阪本通2丁目5番5号)まで持参してください。(注意:持参以外の方法では、受け付けません。)

申請受付は申請書類の副本に収受印を押印し、1通は申請者に返却します。
不備がある場合は受け付けできませんので、申請受付期間内に再提出をして下さい。

(4) 質問受付期間

令和8年10月2日(金)から令和8年10月16日(金)まで

(5) 質問方法

質問受付期間内に質問内容をMailにて提出後、電話にて受信確認を行ってください。

※ 受付期間外の提出、適正な手続によらない照会(口頭及び電話)については回答できません。

(6) 回答方法

令和8年10月23日（金）に市ホームページにて回答します。

(7) 留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本公募要項の記載内容の承諾をしたものと見なします。

イ 申請書類を含め、申請にかかる一切の経費は、申請者側の負担とします。
なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

また、審査にあたり、追加資料を求める場合があり、当該資料の返却についても同様とします。

ウ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づきます。

7 審査に関する事項

(1) 審査の方法

提出された申請書類について、庁内において書類審査を行います。

その際、申請書類の内容について、申請者に対し質疑・ヒアリング及び現地検査を行うことがあります。

審査の結果『適』と評価された場合、指定定期検査機関として指定を行います。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、すべての申請者に対して書面にて交付します。

8 業務規程の提出

審査の結果、守口市の指定定期検査機関の指定を受けた場合、法第30条の規定に基づき、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、守口市の認可を受けていただく必要があります。

業務規程の提出にかかる詳細は、指定定期検査機関の指定を受けた申請者に別途お知らせします。

9 指定定期検査機関との委託契約

守口市の定期検査実施計画に基づく2年度分の定期検査に関する業務を指定定期検査機関に委託する予定です。（令和9年度及び令和10年度）

指定定期検査機関の指定審査の結果、2以上の指定定期検査機関を指定するに至った場合は、「競争入札」を実施し委託先を決定します。

10 問合せ先

守口市 市民生活部コミュニティ推進課 消費生活センター

(守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号)

電 話 : 06-6992-1337

F A X : 06-6998-3603

Mail : shouhi@city.moriguchi.lg.jp